

公立大学法人横浜市立大学附属病院  
保険調剤薬局整備・運営事業に関する要求水準書

本要求水準書は、公立大学法人横浜市立大学附属病院（以下「附属病院」という。）が、敷地内の保険調剤薬局整備・運営事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、「公立大学法人横浜市立大学附属病院 保険調剤薬局整備・運営事業に関する公募型プロポーザル募集要項」と一体のものとして提示するものである。

## 1 開局の時期

令和4年8月(予定)とする。

具体的な開局日については、附属病院と協議して決定する。

## 2 営業日・営業時間

原則として、年中無休・24時間営業とする。

## 3 施設整備等

- (1) 設置場所は、シーサイドライン「市大医学部」駅との連絡通路に隣接した場所とし、具体的な設置方法、面積は、事業者が提案すること。設置にあたり既存建物・設備・埋設物・植栽等の移設が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。

なお、連絡通路は準公道とみなせるため、連絡通路内に薬局出入り口を設置することが可能である(厚生局神奈川事務所確認済み)

- (2) 無菌調剤室を整備すること。無菌調剤室は、地域の調剤薬局から申し出があった場合は、共同で利用すること。
- (3) 患者が服薬指導を受けられる個室を整備すること。また、カウンターは、間仕切りで区切るなど、患者のプライバシーに配慮した構造とすること。
- (4) 高低差を少なくするとともに、視認性及び誘導性の高いサイン表示を行い、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。
- (5) 患者の利便性への配慮や感染防止対策として、十分な広さの待合スペースを設置すること。
- (6) 調剤薬局建物の一部に、地域の医療従事者等を対象とした研修会・会議が開催できるスペース(最低面積100㎡)(以下「研修室」という。)を整備し、附属病院に有償で貸し出すこと。

### (研修室の設備)

トイレ、洗面、照明設備、冷暖房設備、換気設備、消防設備、放送設備、音響設備、電話、コンセント、プロジェクタ(天井吊りのもの)、プロジェクタ用スクリーン、業務用LAN(有線及び無線)、病院情報システム用LAN(有線及び無線)

※テーブル、イス等の備品は、附属病院が用意する。

- (7) 研修室の貸出料は、周辺相場や調剤薬局建物の整備・運営等にかかる費用を踏まえ、適

- 正な金額を提案すること。なお、研修室部分の光熱水費は貸出料とは別に附属病院に請求することとし、光熱水費以外の維持管理にかかる費用は、貸出料に含めるものとする。
- (8) 建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例など、関係法規等を順守すること。
  - (9) 施設整備にあたり、事前に附属病院と十分協議すること。また、基本設計、実施設計が完成した段階で、附属病院に提出し、承認を得ること。
  - (10) 施設の工事中は、施工・監理の状況について、定期的に附属病院に報告すること。

#### **4 人員配置**

- (1) 管理責任者を常勤で配置すること。
- (2) ハイリスク薬(抗がん剤、抗 HIV 薬 等)の処方箋を安全に扱える知識・経験を持つ薬剤師を、適正な人数配置すること。また、がん治療に関する専門・認定薬剤師資格を有する薬剤師を常勤で配置すること。
- (3) 麻薬の調剤応需体制ができる人員体制を整えること。

#### **5 地域連携**

- (1) 横浜市薬剤師会及び金沢区薬剤師会へ加入すること。また、敷地内薬局の運営状況について同会と適切に情報交換を行うこと。
- (2) 敷地内薬局利用者のうち、地域のかかりつけ薬局へ移行可能な場合については勧奨し、かかりつけ薬局へは FAX 等で情報提供する仕組みを構築すること。
- (3) 附属病院と連携し、地域の調剤薬局等に勤務する薬剤師へ、高度・先進医療等に関する教育・研修を定期的実施すること。
- (4) 地域の調剤薬局等から薬剤在庫の確認や有償提供の依頼があった場合は、適正に対応すること。

#### **6 病院機能への貢献**

- (1) 適切な服薬指導を行うため、附属病院のカンファレンスやチーム医療(緩和ケアチーム、栄養サポートチーム等)に参加すること。
- (2) 附属病院をはじめとした専門的な医療の提供を行う医療機関に対し、患者の薬剤の使用状況について、報告できる体制を整えること。
- (3) 医薬品を含めた商品の選定を行う際は、事前に附属病院と協議すること。
- (4) 附属病院が行う臨床研究に協力すること。
- (5) 附属病院が開催する災害訓練等に業務従事者を積極的に参加させること。

#### **7 災害医療への貢献**

- (1) 災害発生時には、附属病院が行う災害医療に協力すること(医薬品の提供、薬剤師の附属病院への派遣等)
- (2) 横浜市薬剤師会と横浜市が進める災害医薬品の循環備蓄等に協力すること。

## 8 その他

- (1) 4～7に定めた内容の実施状況を、年1回附属病院に書面で報告すること。
- (2) 4～7に定めるもののほか、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）で定める専門医療機関連携薬局の認定要件を満たしていること。